

労働基準局

(安全衛生部、労災補償部)

労働者の味方として、労働者の生活、安全、健康を守る

労働基準局は、労働者の生活、安全、健康を守り、安心して働ける労働環境の実現を使命としています。巷ではブラック企業が話題になっていますが、法令を守らない企業等に対して、法令の遵守を指導しています。



Mission

「ブラック企業」という言葉がマスコミでも取り上げられるようになりました。人が生活していくためには、働いて賃金を稼がなくてはなりません。だからこそ、長時間働いても生活していくだけの賃金が払われない、あるいは、働くことで心身の健康を損なうなどということはあってはならないことです。

そのため、労働基準法では、労働者が人たるに値する生活を営むための最低限の労働基準を定め、これを下回る労働条件を禁止しています。

労働基準行政は、労働者の味方として、労働基準法等に定められた、賃金、労働時間、安全衛生などに関する労働条件を企業等に遵守してもらうことをその使命としています。

全国の労働基準監督署において、労働基準監督官が企業等への監督を実施しており、これらを通じて、労働者の生活、安全、健康を守っています。

Keyword ブラック企業

「ブラック企業」とはどんな企業でしょう。厳密な定義はありませんが、一般的には、労働者を長時間労働させる企業やパワーハラスメントなどで労働者を精神的に追い込む企業などがマスコミ等で「ブラック企業」と言われています。

少子高齢化が進む中で、若者は社会を支える貴重な戦力となっています。若者の「使い捨て」が疑われる企業等は、その貴重な戦力を使い捨て、社会全体に負担を押しつけています。

このため、厚生労働省は、平成25年9月を「過重労働重点監督月間」として、5,000以上の事業場に調査を行い、4,000以上の事業場に法違反の是正を指導しました。

人々が安心して働ける環境は、社会の根幹となるインフラです。我々は、そのような社会の土台を守るため、全力で取り組んでいきます。



過重労働重点監督月間における全国一斉無料電話相談の周知ポスター

政策紹介 1 労働基準監督官による最低労働条件の確保

給料の不払いや長時間残業で悩んだことはありませんか。そんなとき、皆さんが相談できるのが「労働基準監督署」です。全国の労働基準監督署には、毎日、多くの労働者やその家族の方々から、長時間残業、賃金不払、解雇などについての相談が寄せられています。

我が国では、労働基準法等の法令で、労働時間や賃金、職場での安全衛生などの労働条件の最低基準が定められていますが、こうした法令を企業に遵守させる役割を担っているのが「労働基準監督官」です。ドラマ「ダンダリン」でご存じの方も多いかもかもしれません。

監督官は全国325ヶ所にある労働基準監督署に配置され、事業場を臨検・監督し、法令違反に対しては速やかな改善を指導します。また、重大又は悪質な事案については、特別刑事事件として捜査し、検察庁に送検するなどの厳正な対応を行っています。

これらの取組により、法律に定められた労働条件が守られ、労働者が安心して暮らせる社会を維持しています。



労働基準監督署における相談

政策紹介 2 労働災害の防止と適切な補償の実施

働いている時に、仕事が原因で怪我をしたり、病気になることは、とても痛ましいことです。しかしながら、実際は、依然として年間約1,000人の方が労働災害により亡くなり、また、年間10万人を超える方が、仕事を原因とする怪我や病気です仕事を休んでいます。

最近では、東京電力福島第一原発の事故への対応として、原発での作業や除染作業等に従事する方に対する安全や健康の確保が課題となりました。また、化学物質を使用していた印刷会社での胆管がんの多発を踏まえ、化学物質管理のあり方が改めて課題となっています。

労働安全衛生法等の法令においては、事業者が労働者の安全と健康を確保するために守るべき措置を定めています。時代の変化に対応して、常に内容の見直しを行っています。

また、不幸にも労働災害に遭われた方やその遺族の方に対しては、労災保険から、療養にかかる費用や生活に必要な費用等を給付しています。



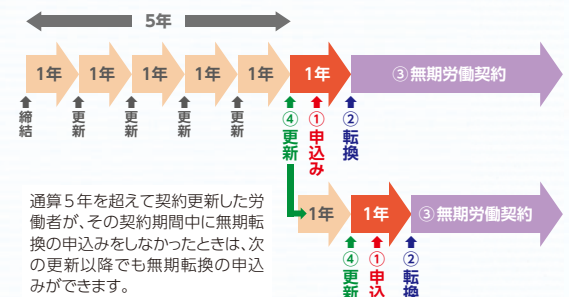
労災保険周知ポスター

政策紹介 3 労働契約法と有期労働契約の無期転換

解雇や労働条件の切下げは、労働者の方々の生活に大きな影響をもたらします。そのような労使間のトラブルを未然に防止するため、労働契約法においては、労働契約に関する基本的なルールを定めています。

また、契約期間の定めのある労働者は、契約が反復更新される中でも、常に雇止め不安を感じています。こうした課題に対応するため、労働契約法の改正により、一定の場合には、有期労働契約を無期労働契約に転換させる新しいルール（無期転換ルール）を定めました。

いつ無期転換の申込みができるか(無期転換の仕組み)



無期労働契約への転換について

平成25年度を振り返って
平成25年9月1日～9月30日 過重労働重点監督月間